

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外債 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 9 月11日

【発行者の名称】 アンデス開発公社
(Corporación Andina de Fomento)

【代表者の役職氏名】 最高財務担当役員兼財務担当副総裁
ガブリエル・フェルペト
(Gabriel Felpeto, CFO and Vice President, Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 先 山 雅 規
同 石 丸 莉 誇
同 工 藤 和 樹
同 高 田 歩
同 春 山 麻 衣

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1903

【今回の募集金額】 第22回アンデス開発公社円貨債券(2025) 107億円
第 1 回アンデス開発公社変動利付円貨債券(2025) 102億円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 1 月17日
効力発生日	2025年 1 月26日
有効期限	2027年 1 月25日
発行登録番号	7 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合) 該当なし

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額
+ 償還総額 - 減額総額) 該当なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

(注) 本書において「発行者」とは、アンデス開発公社(Corporación Andina de Fomento)をいう。

第一部 【証券情報】

< 第22回アンデス開発公社円貨債券（2025）および第1回アンデス開発公社変動利付円貨債券（2025）に関する情報 >

以下には、アンデス開発公社（以下「発行者」という。）が発行する第22回アンデス開発公社円貨債券（2025）および第1回アンデス開発公社変動利付円貨債券（2025）（以下「本債券」と総称する。）について記載されている。本書において「本債権者」とは本債券に係る債権者をいう。

第1【募集債券に関する基本事項】

< 前 略 >

注：本「第1 募集債券に関する基本事項」には、発行者が発行する第22回アンデス開発公社円貨債券（2025）（以下「第22回円貨債券」という。）および第1回アンデス開発公社変動利付円貨債券（2025）（以下「第1回変動利付円貨債券」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、< 第22回円貨債券 > および < 第1回変動利付円貨債券 > の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、< 第22回円貨債券 > および < 第1回変動利付円貨債券 > の見出しの下に記載された「本債券」という用語は、それぞれの回号に係る各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の債権者、それぞれの回号の債券の要項およびそれぞれの回号に係る財務代理人は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの回号に従った本債券に基づく権利を有する。

< 中 略 >

2 募集要項

< 第22回円貨債券 >

債券の名称	第22回アンデス開発公社円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	107億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	107億円	利 率	年1.37%
償還期限	2029年3月19日	申込期間	2025年9月11日
申込証拠金	な し	払込期日	2025年9月19日
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第 1 回変動利付円貨債券 >

債券の名称	第 1 回アンデス開発公社変動利付円貨債券 (2025)		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	102億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	102億円	利 率	TONA複利 (下記「 3 利息支払の方法」に定義する。) に年率 0.47%を加えた利率
償還期限	2031年 3 月19日	申込期間	2025年 9 月11日
申込証拠金	な し	払込期日	2025年 9 月19日
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 中 略 >

引受けの契約の内容

< 第22回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「主幹事会社」という。)		引受金額
会 社 名	住 所	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	107億円

< 第 1 回変動利付円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「主幹事会社」という。)		引受金額
会 社 名	住 所	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	102億円

< 共通事項 >

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と主幹事会社との間で2025年 9 月11日に締結された元引受契約に従って、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売手数料の総額は、本債券の総額の以下の割合に相当する金額である。

< 第22回円貨債券 > 0.20%

< 第 1 回変動利付円貨債券 > 0.25%

< 中 略 >

債券の管理会社

< 第22回円貨債券 >

< 中 略 >

< 第 1 回変動利付円貨債券 >

< 中 略 >

3 利息支払の方法

< 第22回円貨債券 >

本債券の利息は、2025年9月20日（当日を含む。）から2029年3月19日（当日を含む。）まで（ただし、本「3 利息支払の方法」第4段落に従う。）これを付し、毎年3月19日および9月19日の2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。

< 中 略 >

< 第 1 回変動利付円貨債券 >

(1)(a) 本債券の利息は、2025年9月19日（当日を含む。）から2031年3月19日（当日を含まない。）までこれを付し、2025年12月19日を初回として、毎年3月19日、6月19日、9月19日および12月19日の年4回、各々その日（当日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日は翌東京営業日とし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合、支払期日は直前の東京営業日とする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（当日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

本書において、

- () 「東京営業日」とは、銀行が日本国東京都において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。
- () 「利息期間」とは、2025年9月19日（当日を含む。）から第1回目の利払日（当日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（当日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。当日を含まない。）までの期間をいう。

< 中 略 >

(b) 本債券には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本債券の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

- () 各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行者に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（結果として得られるパーセント表示は、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「TONA複利」という。）を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行者に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONA複利に年率0.47%を加算した率とする。

< 中 略 >

- () 関連する東京営業日に関して、利率確認事務取扱者が、日本銀行（またはその後継管理者）、またはかかる権限のある公表者がTONAの確報値を公表しておらず、かつベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生していないと判断した場合、当該TONAの確報値は、日本銀行（またはその後継管理者）またはかかる権限のある公表者がTONAを公表した直近の東京営業日に係るTONAの確報値とする。

利率確認事務取扱者が上記の規定に従って適用利率を決定できない場合、適用利率は、()直近の利率決定日に決定された適用利率、または()かかる直近の利率決定日が存在しない場合には、当該本債券が、2025年9月19日（当日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本債券に適用されるはずであった最初の適用利率とする。

< 中 略 >

(c) ベンチマークの廃止等

- () 独立アドバイザー

< 中 略 >

以下のいずれかの事由が発生した場合、利率が決定されていない直後の利息期間の適用利率は、直近の利息期間に関して決定された最新の適用利率に等しいものとする。初回の利払日が到来していない場合には、適用利率は、当該本債券が2025年9月19日（当日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本債券に適用されるはずであった初回の適用利率とする。疑義を避けるために付言すると、上記運用および調整は、関連する直後の利息期間にのみ適用され、その後の利息期間については、別途本()の運用および本()に規定される調整に従うものとする。

< 中 略 >

4 償還の方法

< 第22回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年3月19日に各債券の金額で償還される。

< 中 略 >

< 第1回変動利付円貨債券 >

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2031年3月19日に各債券の金額で償還される。ただし、かかる日が東京営業日でない場合には、本債券の償還期日は翌東京営業日とする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日とする。）。

< 中 略 >

5 元利金支払場所

< 第22回円貨債券 >

< 中 略 >

< 第 1 回変動利付円貨債券 >

< 中 略 >

7 財務代理人の職務

< 第22回円貨債券 >

財務代理人は、債券の要項、発行者と財務代理人との間の2025年9月11日付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し、その職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中 略 >

< 第 1 回変動利付円貨債券 >

財務代理人は、債券の要項、発行者と財務代理人との間の2025年9月11日付財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し、その職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 後 略 >

第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第4【法律意見】

発行者の主席顧問であるホルヘ・ルイス・シルヴァ・メンデス（Jorge Luis Silva Méndez）氏から次の趣旨の法律意見が提出されている。

1. 発行者は、国際公法に基づき適法に設立され、有効に存続し、グッド・スタンディングな状態にある法人である。
2. 設立協定は、すべての正規加盟株主諸国により適法に締結および批准され、かかる協定の変更は、国際公法に基づきすべて適法に可決され、完全な効力を有するものである。
3. 本債券の発行および関東財務局長に対する訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は発行者により適法に授權されており、設立協定上適法であり、発行者は本債券の発行ならびに訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出に関し一切の政府の同意、許可または承認を必要としていない。

第5【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行者の名称、本債券の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本債券に関する2025年9月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書とします。両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年9月11日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし